

補助者規程

(目的)

第1条 この規程は、高知県行政書士会（以下「本会」という。）の会則第7条に規定する会員（以下「会員」という。）が補助者を設置等する場合に関し、必要な事項を定める。

(補助者)

第2条 会員は、その職務に関して補助者を置くことができる。

2 補助者とは、会員が行政書士法令に定める業務を行うにあたり、会員の指揮監督の下でその事務を補助する者で常時雇用する者をいう。

3 会員は、補助者を置いたときは、その業務について補助者に任せきりにする等の行為をしてはならない。

(補助者の資格)

第3条 会員は、次の各号の一に該当する者を補助者として使用してはならない。

(1) 満18歳に満たない者

(2) 行政書士法第2条の2各号のいずれかに該当する者

(3) 補助者としての事務に関し、過去に著しく不当・不法な行為をなし、明らかに不適任と認められる者

(4) 個人、法人を問わず、会員以外の者に雇用され給与を支給されている者

(5) 独立して事業を行っている者及び他の資格による事業を行っている者

2 前項の規定にかかわらず、会員は、前項各号（第2号を除く）に該当する者であっても、会長が適任と判断した場合には、当該者を補助者として使用することができる。

(補助者設置届)

第4条 会員が補助者を置いたときは、2週間以内に補助者設置届（別記第1号様式）に次の各号の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

(1) 補助者となる者の履歴書 1通

(2) 補助者となる者の住民票 1通

(3) 補助者を設置する者の資格を証する誓約書（別記第2号様式） 1通

(4) 補助者の写真（上半身縦3.0cm横2.5cmのもので当該届出提出の日前3か月以内に撮影されたもの） 3枚

(5) 補助者の誓約書（別記第3号様式） 1通

2 補助者設置届の手数料は、5,000円とする。

(補助者異動届)

第5条 会員は、補助者の氏名又は住所が変更されたときは、2週間以内に補助者異動届（別記第1号様式）に前条2号及び4号の書類（補助者の住所のみの変更の場合は前条2号の書類）を添付し、本会に提出しなければならない。

2 補助者異動届の手数料は、2,000円とする。但し、補助者の住所のみが変更されたときの届出においては、手数料は不要とする。

(補助者廃止届)

第6条 会員は、補助者を廃止したときは、2週間以内に補助者廃止届（別記第1号様式）及び補助者

証明書を本会に提出しなければならない。

(補助者証明書)

第7条 本会は、第4条の届出を受理したときは、補助者仮証明書(別記第6号様式)を交付する。補助者仮証明書の有効期限は1か月とする。また会員はその補助者に対し、業務中常に補助者仮証明書を着用させなければならない。

2 会員は、補助者仮証明書の有効期限以内に、第3条第4号及び第5号に該当しないことを証する書類を本会に提出または提示するとともに、補助者仮証明書を返納し、補助者証明書(別記第4号様式)を受領しなければならない。補助者証明書の有効期限は2か年とする。またその補助者に対し、業務中常に補助者証明書を着用させなければならない。

3 本会は、第2項に基づき、第3条第4号及び第5号に該当しないことを証する書類が提出または提示されたときは、次の各号の事項を補助者異動届に記載する。

- (1) 確認方法
- (2) 提出または提示された日付
- (3) 提出または提示された書類の種類

4 本会は、第2項の届出が期限内になかった場合、その補助者設置届を取り消す。

5 本会は、第5条の届出を受理したときは、新しい補助者証明書を2週間以内に交付する。有効期限は従前と同一とする。交付は旧の補助者証明書の返納と同時に行う。

(補助者章)

第7条の2 会員はその補助者に対し、業務中常に補助者章を着用させなければならない。

2 補助者章の手数料は、無料とする。

3 会員は、業務の停止の処分を受けた場合、当該処分の期間を経過するまで、その補助者に補助者章を着用させてはならない。

4 会員は、その補助者が補助者でなくなった場合、当該補助者が着用していた補助者章を本会に返却しなければならない。

(補助者証明書の書き換え)

第7条の3 会員は補助者証明書の有効期間後も引き続き補助者として置く場合、補助者証明書の有効期間満了の2か月前から満了の日までに、補助者書き換え届(別記第1号様式)に次の各号の書類を添付して、補助者証明書を書き換えなければならない。

(1) 補助者の写真(上半身縦3.0cm横2.5cmのもので当該届出提出の前日3か月以内に撮影されたもの) 2枚

(2) 第3条第4号及び第5号に該当しないことを証する書類 1通
但し、補助者書き換え届の提出と同時に提示する場合は、添付不要とする。

2 本会は、前項2号に基づき、第3条第4号及び第5号に該当しないことを証する書類が提出または提示されたとき、次の各号の事項を補助者書き換え届に記載する。

- (1) 確認方法
- (2) 提出または提示された日付
- (3) 提出または提示された書類の種類

3 補助者証明書の書き換えの手数料は、3,000円とする。

(補助者証の再交付)

第7条の4 補助者証明書の再交付に係る申請書の様式は補助者証明書再交付請求届(別記第1号様式)

とする。

- 2 補助者証明書の再交付に係る申請書には写真2枚（第4条第1項第4号）を添付しなければならない。
- 3 補助者証明書再交付の手数料は、2,000円とする。

（補助者証明書の記載事項の変更）

第7条の5 会員の氏名、名称または事務所所在地に変更が生じたときは、補助者証明書記載事項変更届（別記第1号様式）に、次の各号を添付し本会に提出しなければならない。

- （1）行政書士変更登録申請書（日行連様式第17号）の写し
- （2）補助者の写真（上半身縦3.0cm横2.5cmのもので当該届出提出の日前3か月以内に撮影されたもの） 2枚

（会員の補助者に対する使用責任者）

第8条 会員は、補助者に補助事務を行わせるときは、補助者に対する指導、監督を怠ってはならない。

- 2 会員は、補助者が補助事務を行った場合に、依頼者に損害を与えたときは、その責を負わなければならない。

（秘密を守る義務）

第9条 補助者は、正当な理由がなく、その事務上取り扱った事項について知り得た秘密をもらしてはならない。補助者でなくなった後も、また同様とする。

（補助者の取消し）

第10条 本会は、本会の綱紀委員が、会員又は補助者が次の各号の一に該当したと認定したときは、当該会員の補助者届出を取り消すことができる。

- （1）第2条第3項に違反したとき。
 - （2）第3条第2号又は第3号に該当したとき。
 - （3）第4条又は第5条の届出が、偽りその他不正の手段により届出していたことが判明したとき。
 - （4）第9条の義務に違反したとき。
- 2 前項の規定により届出を取り消したときは、当該会員に書面により通知する。
 - 3 前項の補助者届出取消通知を受けた会員は、当該補助者の補助者証明書を速やかに返還しなければならない。

（補助者名簿）

第11条 補助者設置・異動・廃止・書き換え・証明書記載事項変更届けを受理したとき、又は補助者の取消・補助者証明書の再交付をしたときは、補助者名簿（別記第5号様式）に必要事項を記載する。

附 則

この変更時にすでに補助者を設置している会員は、平成19年11月30日までに次の各号の書類を提出し、有効期間付きの新しい補助者証明書を受領しなければならない。

- （1）補助者の住民票写 1通
- （2）補助者の写真（上半身縦3.0cm横2.5cmのもので当該届出提出の日前3か月以内に撮影されたもの） 2枚
- （3）第3条第4号及び第5号に該当しないことを証する書類 1通
- （4）補助者証明書

なお、この場合の手数料は無料とし、新しい補助者証明書の有効期間は、平成21年3月31日とする。

また、平成19年4月1日以降に届出た補助者については住民票は不要とする。

この規程は平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月23日から施行する。

高知県行政書士会

会長

様



事務所の所在地

登録番号 第

号

会 員 名

職
印

補助者（設置・異動・廃止・再交付請求・書き換え・証明書記載事項変更）届

規程により、補助者の届出をします。

記

補助者	氏名	ふりがな	生 年 月 日	大正	年	月	日			
	旧氏名			昭和						
	住所	TEL - -								
	旧住所	TEL - -								
会員	氏名									
	事務所所在地									
設置（異動・廃止） 年月日		令和 年 月 日	設置・異動・廃止							
※第3条第4号及び第5号 に該当しないことを証する 書類		①提出 ②提示	※確認欄							

備考

- ※印欄には、記載しないこと。

誓 約 書

私は、補助者設置届を提出するに際し補助者の異動・廃止についての届を怠らないと共に行政書士法・
会則等の違反なく、指導監督を行うことを誓約いたします。

上記に違背した場合は如何なる処分を受けても異議はありません。

令和 年 月 日

高知県行政書士会

会長 様

事務所の所在地

登録番号 第 号

会 員 名

職
印

誓 約 書

私は補助者の使用制限に関する補助者規程第3条各号に該当しないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

高知県行政書士会

会長

様

事務所の所在地

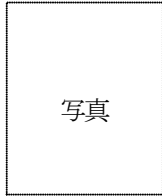
登録番号

会員氏名

補助者氏名



補助者証明書



氏名

生年月日

性別

上記の者は、当会会員 ○○○○（事務所）の補助者であることを証明する。

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 印

有効期限 令和 年 月 日まで

(表)

注意

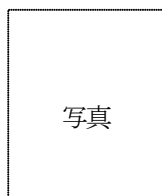
1. 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2. 補助者の身分を喪失したときは、表面記載の会員が責任を持って「補助者廃止届」とともに本証を2週間以内に返還しなければならない。
3. 異動事項は、2週間以内に手続きをしなければならない。

(裏)

補助者名簿

届出年月日 会 員 氏 名	登 番	録 号	補 生	補 助 者 氏 名	補 助 者 の 住 所	補 助 者 証 番 号	補 交 付 年 月 日	証 付 年 月 日	還 年	付 日
平成 年 月 日			年 月 日			年 号	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日
平成 年 月 日			年 月 日			年 号	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日
平成 年 月 日			年 月 日			年 号	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日
平成 年 月 日			年 月 日			年 号	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日
平成 年 月 日			年 月 日			年 号	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日
平成 年 月 日			年 月 日			年 号	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日
平成 年 月 日			年 月 日			年 号	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日
平成 年 月 日			年 月 日			年 号	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日
平成 年 月 日			年 月 日			年 号	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日
平成 年 月 日			年 月 日			年 号	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日

補助者仮証明書



氏名

生年月日

性別

上記の者は、当会会員 ○○○○（事務所 ） の補助者として手続き中の者であることを証明する。

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 印

有効期限 令和 年 月 日まで

(表)

注意

1. 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2. 表面記載の会員は有効期限までに手続きをして「補助者証明書」を取得しなければならない。

(裏)

(参考)

始 末 書

補助者異動届を2週間以内に提出しなければならないところを、日常業務におわれ、今日まで気付かず提出が遅れました。

今後はこのようなことがないように充分注意することを誓約いたしますので、よろしくお取り扱いの程お願い申し上げます。

令和 年 月 日

高知県行政書士会
会長

様

事務所の所在地

登録番号 第

号

会 員 名

職印

(参考)

理 由 書

補助者規程第3条第4号及び第5号に該当しないことを証する書類を提出しなければならないところですが、補助者〇〇〇〇は同一世帯の家族のため雇用保険適用除外であり、また、社会保険においても、当事務所は強制適用事業所でないため加入しておらず、証する書類がありません。

補助者規程第3条第4号及び第5号に該当しないことに相違ありませんので、よろしくお取り扱いの程お願い申し上げます。

令和 年 月 日

高知県行政書士会

会長

様

事務所の所在地

登録番号 第

号

会 員 名

職印